

就学援助制度について（お知らせ）

王寺町では、経済的な理由によりお子さんを就学させることにお困りの保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助しています。援助を希望される方は下記の説明をお読みの上、**令和7年5月30日(金)までに**申請してください。申請は毎年必要です。
なお、すでに令和7年度入学準備金を認定及び受給された方であってもこの申請が必要です。



□ 援助を受けられる方

- ・王寺町に住民票があり、王寺町立義務教育学校もしくは国や県が設置した小・中学校に在学している児童生徒の保護者のうち、令和6年中の世帯の合計所得が生活保護基準の1.3倍以下の方（別世帯に該当児童生徒を扶養する方がおられる場合はその方の所得も含みます）
- ・生活保護受給中の方は福祉事務所から同様の費用が支給されるため対象外です。

□ 援助内容

- ・学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、学校給食費、共済掛金、通学費
- ・学校の健康診断を受け治療の指示を受けた学校病（トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病、う歯）の医療費（保険診療の自己負担分）

□ 申請方法 ※申請は毎年必要です。

1. 受付期間

令和7年5月30日(金)まで

※申請期限を過ぎた場合は随時受付しますが、受付日の翌月から支給の対象となります。

2. 必要書類・配布場所

- ①「就学援助費受給申請書」（※児童生徒1人につき1枚必要）・学校もしくは教育委員会の窓口で配布
- ②「個人番号(マイナンバー)届出書」（※初めての申請の場合のみ）・学校もしくは教育委員会の窓口で配布
- ③「通帳の写し」（振込先口座がわかるもの）
- ④「課税証明書」（※令和7年1月2日以降に王寺町に転入した方のみ）・1月1日に住んでいた市町村で発行
※世帯全員分の課税証明書(非課税証明書)が必要です。
①、②については王寺町ホームページでダウンロード可能です。

□ 審査について

- ・令和7年度の町・県民税(住民税)の課税資料に基づき、世帯の合計所得金額で審査します。

《所得の目安…世帯全員の合計した所得金額が次の範囲内である方》

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
借家世帯	250万円	300万円	330万円	360万円	400万円	1人につき 約40万円を加算
持家世帯	185万円	230万円	265万円	295万円	340万円	

この表は支給の対象となる所得基準の目安です。世帯構成、年齢などにより金額は変動します。

👉所得金額とは…

給与所得者は勤務先から発行された源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。
確定申告をされた方は総収入額から必要経費を引いた金額です。

裏面に続く

- ・認定審査に伴う所得額確認のため担当職員が申告世帯の課税状況を閲覧させていただきます。
- ・申請者(保護者)及び同一世帯の方は、収入・所得の有無にかかわらず、令和6年中の収入・所得がわかるように、令和7年度町・県民税の申告を済ませておいてください。申告されていない場合は審査ができないので就学援助を受けることができません。
- ・通常審査で不認定となった場合でも、生計維持者の会社の倒産や病気などで就労が困難になった等、家計急変により現在の生活状況が困窮している世帯で、今年の収入が昨年と比較して大幅に減少するなどの状況が確認できる場合等は、再審査を受けることができます。(申立書の提出が必要)
- ・住民票上で世帯分離されている場合等でも、実際に同居されている方は同一生計にあるものとして扱います。また、単身赴任やその他のご事情で、保護者の一人が別居されている場合でも、同一生計として世帯に含みます。

☐ 支給について

- 1 学期(7 月)
- 2 学期(12 月)
- 3 学期(3 月)

年3回に分け、保護者の指定した口座へ振り込みます。

☐ 引っ越し等について

- ・就学援助認定後、引っ越しされた場合や就学援助費を受給する必要がなくなった場合等は速やかに下記の問い合わせ先にご連絡ください。

☐ 問い合わせ先

王寺町教育委員会事務局 学校教育課
電話 0745-72-1031